燕市病児・病後児保育のご案内

※すでに利用の登録をされている場合は、再度登録票をご提出いただく必要はありません。

1.　病児・病後児保育事業とは

お子さんが病気や病気の回復期で、保育園等での集団保育が困難であり、かつ保護者の事情で家庭での保育が困難な場合に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

2.　お預かりできるお子さん

次のすべての条件を満たすことが必要です。

① 燕市に居住する、又は保護者が燕市内の事業所等に勤務する、生後 6 か月から小学校 6 年生までの児童であること
② 病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難であること
③ 保護者の勤務等の都合で、家庭での保育が困難であること

3.　利用の制限

次のような場合は、お預かりできません。

① 病状が重く、入院加療が適当と実施施設の医師が判断したとき
② 麻疹、結核症などの強い感染症

4.　実施施設

施設名	住所	定員	電話番号
病児保育室「あおぞら」	燕市吉田 3507 番地 3 （たかだ小児科医院併設）	8 名	0256-78-8014

5.　開設日時

月曜日～金曜日（第 3 木曜日、祝日、年末年始は休診です。）
通常　午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
早朝　午前 8 時～午前 8 時 30 分
延長　午後 5 時 30 分～午後 6 時

6.　利用料

1 日につき通常時間 2,000 円（4 時間以内 1,000 円）
早朝・延長はそれぞれ 200 円
※以下の世帯は利用料無料です。ただし、毎年度免除申請が必要です。

・生活保護受給世帯
・4 月～8 月利用分…前年度市民税非課税世帯
・9 月～3 月利用分…現年度市民税非課税世帯

【お問い合わせ】
燕市こども未来課　保育・幼児教育係
1 階 16 番窓口　（電話：0256-77-8222）

7.　利用方法

① **利用前**

事前登録をお願いします。（一度ご登録いただければ、再度の登録は不要です。）病児・病後児保育室利用登録票に必要事項を記入し、利用するまでに燕市役所こども未来課に提出してください。（急な利用の場合は、直接、病児保育室「あおぞら」に提出してください。）

② **病気発生**

かかりつけの医療機関に受診し、医師から病児・病後児保育病状連絡票を記入してもらってください。（連絡票は、市内の小児科・内科・耳鼻咽喉科・眼科の医療機関、燕市役所こども未来課に用意してあります。市外のかかりつけ医の場合は、燕市ウェブサイトから連絡票を印刷して医師に記入してもらってください。）

③ **利用予約**

前日の午後５時 30 分までに病児保育室「あおぞら」に電話してください。

④ **利用当日**

保育に必要なものを持参し、病児保育室「あおぞら」へお越しください。

8.　当日持参するもの　※すべての持ち物に記名し、ひとつのかばんに納めてください。

□病児・病後児保育病状連絡票　□健康保険証　□母子健康手帳
□医師の診断で処方された薬（発熱のある場合は座薬も必要です）
□お薬手帳（薬を持参しない場合もご持参ください）　□昼食（乳児はミルク・哺乳瓶）
□飲み物（水・お茶・イオン水など）　□着替え（下着・衣類）　□タオル（汗拭き・枕タオル）
□エプロン・おしぼり（必要な方のみ）　□おむつ・おしりふき・ポリ袋３枚程度

9.　その他

・当日急に利用が必要になった方は、病児保育室「あおぞら」にお問い合わせください。
・利用予約をキャンセルされる場合は、わかった時点で病児保育室「あおぞら」にご連絡ください。
・おむつ、おしりふきや下着などの消耗品には、別途実費がかかりますのでご持参ください。
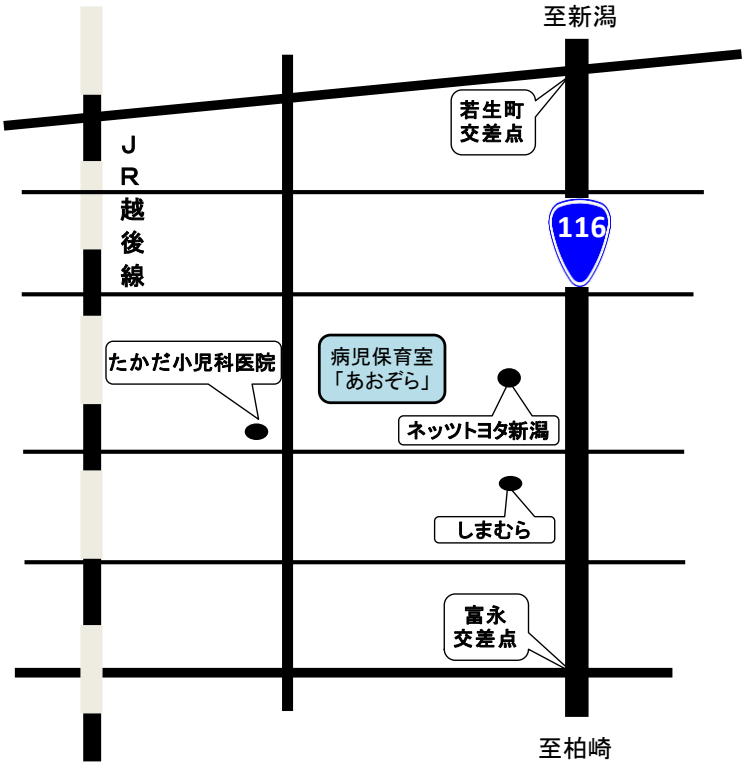
１０．病児保育室「あおぞら」案内図